

〔海外事例1〕 ウルル・カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)

A. 地勢

場所:南緯25度23分、東経131度5分に位置するオーストラリア大陸中央のノーザン・テリトリー。

対象地域:ウルル(Uluru、俗にエアーズ・ロック)とカタ・ジュタ(Kata Tjuta)と呼ばれる砂岩の形成物群及び面積1,335Km²の周辺地域。遊水池、岩窟、古代岩窟、

壁画等が特徴とする。

歴史:5億年にわたり、侵食と地殻変動により形成されてきた地勢。何百万年前から、先住民民族Ananguの生活と文化環境となっている。

B. 聖地

Anangu民族の文化的基盤であるTjukurpa伝統法は、対象地域において、ウルルをはじめとする湧水、谷等の聖地を特定してきた。これら

の聖地は、Anangu民族の創世神話の舞台であり、Anangu民族の文化そのものを象徴する極めて重要な場所である。

C. 管理制度:Anangu文化を尊重し、反映する文化・環境保全

土地所有者:Anangu民族。99年間国立公園庁にリースしている

主な指定:国立公園、UNESCO自然(1987年)と文化(1994年)の複合世界遺産

管理制度:Anangu民族とオーストラリア政府主務官庁の代表者で構成されている管理委員会を中心に、他の政府機関、非政府組織の支援を受ける共同管理。これらの関係者が運営する事務局をとおして資金調達、計画の策定・実施を行う。

D. 聖地の保全・管理の特徴

1. **異文化体験・教育の場:**TjurkupaによるAnangu民族に聖地を譲り伝える義務付けの尊重
来訪者が国立公園に入場する際には、Anangu民族の文化に配慮することが必要とされている。そのため、様々な広報・伝達媒体による案内を用いて、聖なる自然のなかでAnangu民族の文化を尊重し、体験できる。

2. **規定:**聖地の神聖さと重要性を強調する

聖地と定められた場所は、原則的に一切の立ち入り及び撮影が禁止又は、反対されている。聖地を他の場所と区別することにより、聖地の神聖さと重要性をアピールする。

E. 課題

聖地を公開することによりAnangu文化が世界中の人々に紹介されているが、Tjurkupaで禁じられている聖地の過剰な露出が急速な観光地化によってすみ、今後の課題となる。



先住民の蛇の神話が施設づくりに
も反映されている



レンジャーによる案内



ウルルを囲む管理委員会とレンジャー
Jennifer Taylor氏作



ウルル



レンジャー

〔海外事例 2〕 中国・シブソンバンナ(西双版纳)生物圏保護区

A. 地勢

場所:北緯 24 度 10 ~ 22 分、東経 90 度 55 ~ 101 分に位置する中国南部・雲南省タイ族自治州。ヒマラヤ山脈の東端、メコン川の源流部にあり、ラオスとミャンマーと国境を共有する。



合わせて面積 241,776ha を持つ熱帯林山地の自然保護区。例えば、中国全体における哺乳類の 20% がここに生息し、国内で最も生物多様性に富んだ地域。区域内には、タイ民族を始め、13 の先住・少数民族が 122 村 (人口 22,000 人) に居住している。

歴史:タイ、チベット・ビルマ、モンゴル、中国などの文化のつぼ。800 年以上にわたり、地域住民は、平地や中山間において自然と調和して稲作や焼畑農業を営み、異なる文化と宗教にもかかわらず、相互に依存した平和な生活を送ってきた。

B. 聖地:村周辺に *Nong* 林、いわゆる聖なる山林や墓地が点在する。多神教の伝統法に基づき、基本的には山林での資源収集は禁じられている。村の設立は、*Nong* の位置を決めた上で行われる。*Nong* や他の自然的要素を尊重する伝統的儀式や自然分類体系等がある。

C. 管理制度

土地所有者:私有地と公共の土地の混合。村の他、1 市と 2 郡にまたがる。

主務官庁:主に雲南省林業局。科学研究やエコ・ツーリズムに関する省政府機関事務所が設置されている。

主な指定:省立自然保護区(1958) 国立自然保護区(1981) ユネスコ生物圏保護区(1993)

D. 聖地の保全・管理の特徴:地域住民の生活を配慮した制度

1. **伝統的と法的保全・管理法の両立:**村ごとに社会合意に基づいた規制と狩猟や森林伐採に関する法律の二重の制度となっている。

2. **保全活動と経済発展のバランス:**生物圏保護区域は、中心的な核となる地区と周辺の移行帯に分かれており、後者では、適切な制限内による経済活動が許可されるトレード・オフ(価値交換)方式を利用する。見回りによる規制よりも地域住民との合意形成に基づいた極めて珍しい管理制度である。

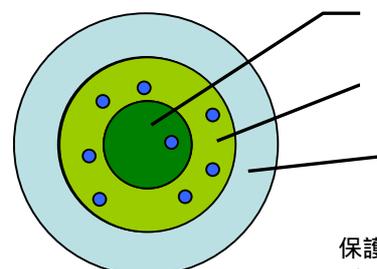
E. 課題:人口増加、過剰な土地利用や資源利用、保護された動物による被害等がある。



清めの儀式



以前、樹冠の研究に利用していたつり橋をエコ・ツーリズムのために再利用

<シブソンバンナ生物圏保護区
における保護と土地利用制度>

保護区のコア
保護のレベル: 高
保護区の移行帯
保護のレベル: 中

保護区外

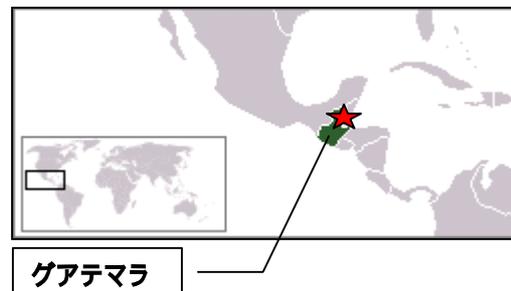
保護区内における集落・土地利用

(海外事例3) 米国環境保全組織 The Nature Conservancy による自然と文化的遺産の
保全・管理法 マヤ生物圏保護区での応用

A. 場所と対象

場所: 数多くのマヤ文化遺跡が点在するグアテマラ
西部における高原地帯

対象地域: 自然保護区と多目的土地利用の地域。
世界初の UNESCO 自然と文化の複合世界
遺産。



B. 事業内容

2001 年～2006 年にわたる、マヤ生物圏保護区 5 年総合計画の策定のために、グアテマラ政府から受託を受ける。The Nature Conservancy は、対象地域に保全と管理の対象となる文化的遺産が多数あったため、資料収集と人類学者との相談に基づき、通常用いていた生物多様性の保全・管理法を文化的要素にも応用できるように開発した。

ここで、The Nature Conservancy が開発した保全・管理法をマヤ生物圏保護区における Atitlan 流域にある聖地で行った計画策定の手段を紹介する。

1. 自然と文化的(有形・無形)目標の設定

例:無形の文化的目標の分類: 地域において保全が求められる慣行や表現を特定する

- **無形の価値:** ある場所や景観に対する精神的、娯乐的、美的、教育的、自然科学的、心情的な価値
- **自然に関連する知識や慣行:** 代々伝えられてきた、自然管理法に対する知識
- **社会的慣行や組織の形態:** 自然と文化的遺産の管理及び保全の基盤となる社会組織の形態(例: 習慣法)
- **精神性:** 環境保全と管理の鍵となる宗教や世界観等の精神的な慣行
- **集合記憶:** 代々伝わってきた史実や神話の多くは、保全・管理の対象となっている場所を特定する
- **伝統:** 上記に特定されていない、保全・管理対象地域と密接に関連する文化的慣行。例: 言語、音楽、舞踊、演劇、食文化、お祭り、ゲームや遊び

Atitlan 流域では = マヤ文化遺跡や工芸品、伝統的な伝承・知識・慣行・社会的価値観、景観等

2. 文化的目標の重要性を測る基準の例(聖地の場合)

基準の項目	有形・無形	内容
機能性	無形	機能性と一致性:目標がどの程度現存する地域や集団に対して機能的であるか、また、どの程度本来のイデオロギーと一致しているか
伝達性	無形	人々(先住民・非先住民)に伝達できるための有効な機構の有無
物理的状態	有形	元の状態と現状の比較、他の場所との距離等
文脈	無形	保全・管理に貢献する文脈的要素の有無(例:法的・制度的・社会的枠組み)

分析:各項目を代表する指標を選び、対応性を測る評価基準(例:当てはまる聖地の率によって良・並・不良)に基づき、目標の重要性を探る

3. 悪影響をもたらす要因の分析

a) **要因の特定:**目標の保全・管理を妨げる課題(例:森林伐採)

b) **要因の背景:**人為的(例:貧困)、自然的

Atitlan 流域では =

悪影響:環境破壊、立ち入りの制限、伝統文化の喪失

悪影響の背景:森林伐採、森林火災、不十分なゴミ処理、先住民の権利に対する認識、不適切な観光産業

4. 戦略

いくつかの選択肢を選び、利益、可能性、コストによって、最善の選択を選ぶ。

Atitlan 流域では =

- 伝統知識の調査、分析、普及啓発事業
- 政府関係者、NGO、企業の先住民に対する文化的感受性の促進
- マヤ文化の精神性に対する尊重、意識の向上
- 精神的指導者とともに、聖地への訪問者を対象とした規定の作成